

11. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

(1) 内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。

(2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。

(3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。

12. 周知および調査業務

(1)当社またはT&Tは、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、Webサービス・電子メールや郵送等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。

(2) T&Tはガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、T&Tは、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。

(3) T&Tは、(2)のお知らせに係る機器について、ガス事業法令の定めるところにより、ふたたび調査いたします。

13. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

(1) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用(設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの)といたします。)をお客さまに負担していただきます。

(2) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、託送約款等に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。

(3) お客さまは、ガス事業法第62条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。

・お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと

・仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと

・改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること

14. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

(1) お客さまは、当社またはT&Tを通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。

(2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス

遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

15. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社およびT&Tに提供することについて、承諾するものといたします。

16. 供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

17. 工事費負担金等相当額の申受け等

当社およびT&Tは、当該一般ガス導管事業者からお客さまへのガスの供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、当社を通じて請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、当該一般ガス導管事業者の工事着手前に申し受けます。

18. 信用情報の共有

当社およびT&Tは、支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、他のガス小売事業者へ提供する場合があります。

19. その他

・上記に記載のない事項の取扱いは、当社が定める[ガス需給約款]および[料金表]の供給条件によります。

・当社は、[ガス需給約款]および[料金表]の供給条件の内容を変更することがあります。その場合、原則として、当社よりWebサービス・電子メールや郵送等にてあらかじめお知らせいたします。

・[ガス需給約款]および[料金表]の供給条件の内容は、当社のホームページで確認することができます。

・当社またはお客さまが需給契約内容を変更または更新する場合、原則として、当社よりWebサービス・電子メールや郵送等にて、変更または更新後の需給契約内容のみをお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略する場合があります。

・消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、[料金表]を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後の[料金表]によります。

20. 各種手続き、お問い合わせ

契約のお手続き、契約の解約、その他ご不明・お困りの点、お問い合わせがある場合は、各種手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更にともない需給契約を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申込みが必要となるためお早めにお申込みください。

21. 上記以外の料金表ごとの重要事項

■TOKAI都市ガスサービス(暖房プラン)および(暖房プラン〔乾燥使用〕)

(1) 需要場所が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、お客さまの申し出にもとづき、3(2)に定める料金表を適用いたします。

・専用住宅において、風呂・給湯に高効率給湯器または温水機器を使用し、あわせて調理機器および暖房機器にガスを使用すること。

・併用住宅(ガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下に限る)の住居部分において、風呂・給湯に高効率給湯器または温水機器を使用し、あわせて調理機器および暖房機器にガスを使用すること。

(2) (1)に該当し、あわせて住居部分にて浴室暖房乾燥機もしくは衣類乾燥機を使用すると当社が判断した場合、お客さまの申し出にもとづき、3(3)に定める料金表を適用いたします。

(3) 当社は(1),(2)に該当するか、確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまの住宅への立入りを承諾していただきます。

また、(1),(2)の機器を取り外すなどし、該当しなくなった場合は、当社に申し出ていただきます。なお、(1),(2)に該当していないと当社が判断した場合、3(2)または3(3)に定める料金表の適用を終了いたします。

■ TOKAI都市ガスサービス(床暖房プラン)

(1) 需要場所が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、お客さまの申し出にもとづき、3(4)に定める料金表を適用いたします。

・専用住宅において、居室に床暖房を設置し、使用すること。

・専用住宅において、居室に家庭用セントラルヒーティングシステムを設置し、使用すること。

・併用住宅(ガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下に限る)において、居室に床暖房を設置し、使用すること。

・併用住宅(ガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下に限る)において、居室に家庭用セントラルヒーティングシステムを設置し、使用すること。

・その他当社が認めた場合

(2)当社は(1)に該当するか、確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまの住宅への立入りを承諾していただきます。また、

(1)の機器を取り外すなどし、該当しなくなった場合は、当社に申し出ていただきます。なお、(1)に該当していないと当社が判断した場合、3(4)に定める料金表の適用を終了いたします。

■でんきセット割およびでんきFBセット割

(1) でんきセット割引額の日割計算は、基本料金を日割りする場合に準ずるものといたします。

(2) 電気需給契約を解約した場合等により、3(5)もしくは(6)に該当しないことが判明した場合は「でんきセット割」、「でんきFBセット割」の適用を終了します。

<各種お手続き ・ お問い合わせ>

電話番号：0120-100-828

受付時間：9:00～17:45(土日祝を除く)

<取次事業者>

会社名：株式会社ザ・トーカイ

本社所在地:静岡県静岡市葵区常盤町2-6-8

代表者名：浜崎 貢

電話番号：054-254-8181

受付時間：9:00～17:45(土日祝及び弊社指定休日を除く)

ホームページ：<https://www.tokai.jp/>

<ガス小売事業者>

会社名：T&Tエナジー株式会社

本社所在地：愛知県名古屋市区西区名西二丁目3番10号

代表者名：吉川 隆之

ガス小売事業者登録番号：A0078

電話番号：052-524-2571

受付時間：9:00～17:00（土日祝を除く）

<プライバシーポリシー>

利用目的

お客様の個人情報は、株式会社TOKAIおよびTOKAIグループ各社（以下、当社およびTOKAIグループ各社を合わせて「TOKAIグループ各社」といいます）における次の利用目的のために利用させていただきます。

【商品・サービス等の提供】

・TOKAIグループ各社の各種商品・サービス等のご提供

・TOKAIグループ各社のアフターサービス等のお客様サポート

・TOKAIグループ各社のお客様からのご相談・お問い合わせへの対応

【お客様への提案】

・TOKAIグループ各社の各種商品・サービス、キャンペーン、イベント等のご案内

・TOKAIグループ各社提携先*1の各種商品・サービス等のご案内*2

・TOKAIグループ各社のご優待特典および会員サービス等のご案内やご提供

【商品・サービス等の安定性の確保】

・TOKAIグループ各社の各種商品・サービス等の運用・保守

・TOKAIグループ各社の各種商品・サービス等における不正契約・不正利用・不払いの防止や発生時の対策

【各種調査・分析】

・TOKAIグループ各社の新商品・新サービスの開発、ならびに各種商品・サービスの品質改善のための調査・分析

・お客様の趣味嗜好に応じたお客様への提案・マーケティングのための調査・分析
なお、上記以外の目的のうち、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて個人情報を利用させていただく場合には、都度、その利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただきます。

*1 TOKAIグループ各社の販売代理店、取次店、紹介店、またはTOKAIグループ各社が販売代理店、取次店、紹介店となる相手方をいいます。

*2 2019年10月1日以降に当社が取得した情報について、適用します。

※詳しくはホームページ(<https://www.tokai.jp/privacy/>)でご確認ください。

<契約解除(クーリング・オフ)に関する事項>

当契約が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、お客さまが契約解除(クーリング・オフ)を行おうとする場合には、下記内容を十分お読みください。

①当社またはその取引代行者（以下「当社等」といいます）からの訪問販売により若しくは当社等の営業所等以外の場所において、又は電話勧誘販売によりお申込をし、またはお申込に係る契約を締結した日（その日の前に同法第4条または第18条の書面を受領した場合にあっては、その書面を受領した日）から起算して8日を経過する日までの間は、書面又は電磁的方法（※）により契約のお申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。

② ①に記載した事項にかかわらず、お客さまが、当社が同法第6条第1項もしくは第21条第1項の規定に違反して契約のお申込みの撤回もしくは契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または、当社が同法第6条第3項もしくは第21条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約のお申込みの撤回もしくは契約の解除を行わなかった場合には、当社が交付した同法第9条第1項ただし書または第24条第1項ただし書に定める書面を契約者等が受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面又は電磁的方法（※）により当該契約のお申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。

③ 契約のお申込みの撤回または契約の解除は、当該契約のお申込みの撤回または契約の解除に係る書面又は電磁的方法（※）を発した時に、その効力を生じます。

④契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合においては、当社は、その契約のお申込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。

⑤契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合には、既に契約にもとづきガスが提供されたときにおいても、当該ガスに係る対価その他の金銭の支払を請求いたしません。

⑥契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に関連して金銭を受領しているときは、速やかに、その全額を返還いたします。

⑦契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に係るガスの提供に伴いお客さま等（同法第9条第1項または同法第24条第1項のお申込み者等をいう。）の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

⑧ ただし、次のような場合にはクーリングオフの権利行使はできません。

(1) お客様からのご請求により、お客様のご自宅でもしくは当社等からお客様に電話をかけ、お申込を行い、または契約を締結した場合。

(2) お客様が営業のためにまたは営業としてお申込をし、または契約を締結した場合。

【書面送付先】

〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町2-6-8 2階

株式会社ザ・トーカー 都市ガス電力係

【注意事項】

当社への切替日以降に契約解除（クーリング・オフ）をされる場合は、あらかじめ他社と新たなガスの契約を締結してください。

※クーリングオフ問合せフォーム：以下のアドレスよりお手続きください。

[URL]<https://www.tokai-gasdenki.jp/contact/>